

社会福祉法人大希福社会役員等の報酬規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人大希福社会の役員等の報酬に関する事項を定める。

2 なお、定款第八条、第二十一条の規定のとおりとする。

(報酬の額)

第2条 役員等のうち法人業務を行う理事・監事・評議員に対しての報酬は無支給とする。

(改 正)

第3条 この規程の改正は、理事会及び評議員会の議決を得てから改正する。

附 則

この規程は、平成29年04月01日から施行する。